職業安定法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和８年３月 31 日
厚生労働省
職業安定局需給調整事業課

職業安定法施行規則の一部を改正する省令案について、令和７年 12 月 24 日（水）から令和８年１月 22 日（木）まで御意見を募集したところ、４件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
１	１．なぜ事業所を新設する場合に限るのか？ ２．なぜ新設の翌事業年度末までの間に限るのか？ ３．従事期間 10 年以上というのは、長すぎないか？ ４．デジタル技術の徹底活用は、どうしたのか？	１及び２について 本改正案については、規制改革実施計画（令和７年６月 13 日閣議決定）に基づき、労働政策審議会において議論いただいたものです。規制改革実施計画においては、職業紹介責任者を選任する義務が、職業紹介事業者の柔軟な人員配置や地方を含む新たな事業所の開設等の障壁となっているとの指摘を踏まえ、職業紹介サービスの質の確保を前提とした上で、一定の要件の

		下で兼任が可能とする方向で検討することとされています。これを踏まえ、労働政策審議会において議論いただき、マッチング機能やサービスの質の確保の観点から、職業紹介責任者の兼任については、新設事業所の体制が整うまでの一時的な取扱いとし、兼任できる期間については、事業所を新設した年度の翌事業年度末までの間に限ることとしたものです。 ３について 本改正案については、規制改革実施計画（令和７年６月 13 日閣議決定）に基づき、労働政策審議会において議論いただいたものです。規制改革実施計画においては、職業紹介責任者を選任する義務が、職業紹介事業者の柔軟な人員配置や地方を含む新たな事業所の開設等の障壁となっているとの指摘を踏まえ、職業紹介サービスの質の確保を前提とした上で、一定の要件の下で兼任が可能とする方向で検討することとされています。これを踏まえ、労働政策審議会において議論いただき、マッチング機能やサービスの質の確保の観点から、兼任する職業紹介責任者について、職業紹介責任者として実務に従事した期間が通算して 10 年以上であることを求めることとしたものです。

		なお、厚生労働省における集計によれば、令和７年９月１日時点で、現在の事業所に選任されてから同事業所において 10 年以上経過している職業紹介責任者の人数は 2553 人（全体の 6.8%）であること、経験年数については通算としていることを踏まえると、職業紹介責任者として 10 年以上の経験を有する者は一定数存在すると考えています。 ４について 本改正案については、規制改革実施計画（令和７年６月 13 日閣議決定）に基づき、労働政策審議会において議論いただいたものです。規制改革実施計画においては、職業紹介責任者を選任する義務が、職業紹介事業者の柔軟な人員配置や地方を含む新たな事業所の開設等の障壁となっているとの指摘を踏まえ、職業紹介サービスの質の確保を前提とした上で、一定の要件の下で兼任が可能とする方向で検討することとされています。これを踏まえ、労働政策審議会において議論いただき、マッチング機能やサービスの質を確保する観点から、職業紹介責任者を兼任させる場合の留意事項として、情報通信技術を活用した統括管理を行うための連携体制の整備（オンライン会議システム等の活用により

		職業紹介責任者が遠隔で統括管理できる環境を整備すること等）を求めることとしています。 また、実効性確保の観点から、これらの留意事項を遵守することを職業紹介事業の許可条件として付すこととしています。
2	デジタルの活用はいいが、細心の注意を。	本案に賛成の御意見として承ります。 適正な事業運営が確保されるよう、事業所の新設に当たっての実地確認等により、要件や留意事項の遵守徹底に努めてまいります。
3	1. 紹介事業の拡大は歓迎だが、質の担保が前提であること 有料職業紹介事業は、求職者と求人企業を直接結びつける仕組みであり、派遣と異なり「直接雇用」を生み出す点で、労働市場の健全化に寄与する重要な制度です。 そのため、事業所数の増加や参入の促進は、社会全体として望ましい方向性だと考えます。 しかし、紹介事業は単なる「マッチング業務」ではなく、求職者の人生に深く関わる専門性の高いサービスです。 たとえば、求職者が「未経験でも応募可能」と説明を受けて転職したものの、実際には高度な経験が必要な職場で苦しむケースがあります。こうしたミスマッチ	本改正案については、規制改革実施計画（令和７年６月 13 日閣議決定）に基づき、労働政策審議会において議論いただいたものです。規制改革実施計画においては、職業紹介責任者を選任する義務が、職業紹介事業者の柔軟な人員配置や地方を含む新たな事業所の開設等の障壁となっているとの指摘を踏まえ、職業紹介サービスの質の確保を前提とした上で、一定の要件の下で兼任が可能とする方向で検討することとされています。これを踏まえ、労働政策審議会において議論いただき、マッチング機能やサービスの質の確保の観点から、労働政策審議会において議論いただきました。 その結果、兼任させる場合に一定の要件を設けることとしており、例えば、兼任する職業紹介責

	は、紹介事業者の質が低い場合に起こりやすく、求職者のキャリアに深刻な影響を与えます。 したがって、事業拡大を進める場合でも、質の担保が制度の前提条件であるべきです。 責任者の配置基準は、その質を守るための最後の砦であり、ここを緩めることは慎重であるべきだと考えます。 2. 責任者の専任性は求職者保護の根幹であり、緩和は慎重にすべき 今回の省令案では、新設事業所に限り、既存事業所の責任者が兼任できる措置が提案されています。 しかし、責任者は単なる「名義上の管理者」ではなく、 法令遵守 苦情処理 個人情報管理 求職者への適切な説明 企業との契約内容の確認 など、事業の質を左右する重要な役割を担っています。 例えるなら、責任者は「学校の校長」のような存在です。 校長が複数の学校を兼任していたら、いずれかの学校	任者は職業紹介責任者として実務に従事した期間が通算して10年以上である者に限るとともに、職業紹介責任者を兼任させる場合の留意事項として、 ・　情報通信技術を活用した統括管理を行うための連携体制の整備 ・　必要に応じて実地管理に切り替えることが可能な体制の確保 ・　統括管理の実施状況の継続的確認及び必要な改善 ・　都道府県労働局による指導監督等の実施に当たり職業紹介責任者を兼任させていることによる支障を生じさせないこと を求めたうえで、実効性確保の観点から、これらの留意事項を遵守することを許可条件として付すこととしております。 適正な事業運営が確保されるよう、事業所の新設に当たっての実地確認等により、要件や留意事項の遵守徹底に努めてまいります。

	で問題が起きた際に迅速な対応ができず、子どもたちの安全が損なわれる可能性があります。 紹介事業でも同じで、複数事業所を兼任することで、求職者保護が薄まるリスクは否定できません。 特に新設事業所は、 スタッフが未経験である 業務フローが安定していない 苦情対応の体制が整っていない など、リスクが高い時期です。 本来であれば、最も手厚い管理が必要なフェーズであり、兼任を認めることは逆行していると考えます。 3.　派遣依存から直接雇用への移行を促す政策と整合的に進めるべき 日本の労働市場では、長年にわたり派遣労働への依存が続いてきました。 しかし、派遣は 雇用の不安定化 中間搾取の構造 労働者のキャリア形成の阻害 などの課題が指摘されており、国としても「派遣は必要最小限に」という方向性を示してきました。	

	その一方で、有料職業紹介は直接雇用につながる仕組みであり、労働者の安定やキャリア形成に資する制度です。 したがって、紹介事業の拡大は、派遣依存からの脱却という政策目標とも整合的です。 しかし、ここで重要なのは、紹介事業の質が確保されていることです。 質が低ければ、企業は「紹介ではなく派遣のほうが安心だ」と判断し、結果として派遣依存が続いてしまいます。 つまり、 紹介事業の質を下げる緩和は、派遣依存からの脱却という政策目標と矛盾する ということです。 今回の兼任緩和は、短期的には事業所数の増加につながるかもしれませんが、長期的には制度への信頼を損ない、結果として派遣依存を固定化するリスクがあります。 4.　デジタル化による効率化と専任性は両立可能であ	

	る 今回の緩和の背景には、 「デジタル化が進んだので、責任者が複数事業所を管理できる」 という考え方があると推察します。 しかし、デジタル化は「専任性を弱める理由」ではなく、むしろ 専任性を維持しながら効率化を進めるための手段 として活用すべきです。 たとえば、 オンライン面談 電子契約 クラウド型の情報管理 AI によるマッチング補助 などを活用すれば、責任者が 1 つの事業所に専任しながらも、業務効率を大幅に高めることができます。 つまり、 「デジタル化＝兼任を認める理由」ではなく、 「デジタル化＝専任でも十分に対応できる根拠」 と捉えるべきです。	

	【まとめ】 今回の省令案は、有料職業紹介事業の拡大を後押しする意図があると理解しています。 しかし、求職者保護の観点から、責任者の兼任を認める緩和措置には慎重であるべきです。 紹介事業の拡大は歓迎 しかし質の担保が前提 責任者の専任性は制度の根幹 派遣依存からの脱却という政策と整合的に進めるべき デジタル化と専任性は両立可能 これらを踏まえ、今回の緩和措置については、 求職者保護の観点から再検討をお願いしたい と考えます。	

※上記のほか、今回の意見募集に関係ない御意見を１件いただきました。